

平成 25 年 12 月 2 日

株式会社全銀電子債権ネットワーク

残高証明書発行機能の拡充について

株式会社全銀電子債権ネットワーク（代表執行役社長 諸江 博明）は、でんさいネットサービスの利便性向上のため、平成26 年2 月24 日（月）から、定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始を予定しております。

今般の定例発行方式による残高証明書の発行サービスは、お客様の指定した基準日で定例的（毎年・毎月等）に残高証明書を発行することが可能となります。これにより、残高証明書を発行する都度申込を行う従来の方式（都度発行方式）に比べ利便性が格段に向上いたします（※1）。

また、サービス開始に先立ち、窓口金融機関において、平成26 年1 月6 日（月）から、定例発行方式による残高証明書発行の事前の請求受付を開始いたします（※2）。

株式会社全銀電子債権ネットワークでは、今後も中小企業金融の円滑化・効率化に向けて、より多くの事業者の方々に利用者登録をしていただくとともに、「でんさい」をご利用いただけるよう、参加金融機関と一体となって努力して参ります。

※1 定例発行方式による残高証明書の発行サービス内容については、別紙の「でんさいの残高証明書の発行」をご参照ください。

※2 定例発行方式による残高証明書発行の事前の請求受付の取扱い可否は、窓口金融機関によって異なりますので、お客様がでんさいネットサービスの利用契約を締結している窓口金融機関へお問い合わせください。

以 上

でんさいの残高証明書の発行

でんさいネットでは、利用者の皆さまのニーズに応えるため、「でんさい」の内容を確認する方法として、「開示請求」のほか、「残高証明書の発行」による確認手段を提供しております。

「でんさい」の残高証明書の確認



窓口金融機関を通じて「でんさいネット」へ残高証明書の発行を书面で請求することにより、契約単位にて残高証明書の発行を依頼することができます。

残高証明書は、でんさいネットから利用者の指定した宛先へ送付します。



残高証明書

【残高証明書】

(請求情報)

■名称…X社

■決済口座*1…A銀行●支店 当座1234567

■基準日…2013年3月31日

(残高情報)*2

■件数合計…10件

■残高合計…10,000,000円

(残高明細)*2

01

■発生日…2013年1月31日

■支払期日…2013年4月30日

■債権金額…1,000,000円

■債務者名…Y社

*1…残高証明書発行請求書に記載した決済口座情報が掲載されます。

*2…利用者が債権者、債務者、電子記録保証人、特別求償権者、求償権者となっているでんさいが対象となります

＜留意事項＞

- ・ 残高証明書の発行には、ご利用の金融機関が定める利用料がかかります。
- ・ 残高証明書は、原則として、でんさいネットが発行請求書の取り次ぎを受けてから 15 営業日以内に発行します。なお、発行状況の確認については、本期間経過後、でんさいネットコールセンター(03-5252-3595)にて受け付けます。
- ・ 残高証明書に掲載される「でんさい」(合計件数・金額、明細)は、基準日時点で主たる債務者による支払等記録がされていないものとなります。(口座間送金決済等による支払等記録は支払期日の 2 銀行営業日後となるため、基準日と支払い期日が同日の「でんさい」等も、掲載対象に含まれますのでご注意ください。)
- ・ なお、個別の「でんさい」の記録事項については、残高証明書ではなく「開示」によって確認することができます。(「残高証明書」では、利用者が債権者、債務者、電子記録保証人、特別求償権者、求償権者として記録されている「でんさい」の合計件数・金額および明細情報(記録事項の一部)について、一覧形式で確認することができます。)
- ・ 例えば、決算等において「でんさい」を確認する際に、個別の「でんさい」を確認する場合には「開示」をご利用いただき、公認会計士等から特に依頼があった場合には「残高証明書」をご利用いただくなど、利用目的に応じた使い分けをお願いいたします。